

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する修正案の概要

2007年5月30日
民主党法務部門

民主党はこれまで、政府や与党に先駆けて「犯罪被害者基本法案」を提出するなど、犯罪被害に遭われた方々あるいはその遺族の方々の保護・支援に積極的に取り組んできた。しかし、現在政府が提案している刑事裁判への被害者参加制度については、衆議院法務委員会でのこれまでの審議や参考人質疑などを踏まえ、わが国における刑事裁判制度の根本に関わる問題を内包していること、特に、ほぼ時期を同じくして導入される裁判員裁判制度に不適切な影響を及ぼす懸念が払拭できないとの判断に達し、民主党として次の通り修正案を提出することとした。

被告事件の手續への被害者の関与

1. 被告事件への関与が許される被害者等の範囲の拡大
被告事件への関与が許される被害者等の範囲を拡大し、裁判所は、死刑若しくは無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る被告事件の被害者等から、手續への関与の申出があるときは、決定で、当該被害者等の手續への関与を許することができるものとする。
2. 被告事件の手續への被害者の関与
被害者関与人等は、検察官に対し、当該被告事件についての検察官の権限の行使に関し、質問をし、又は意見を述べるることができるものとする。
検察官は、正当な理由がある場合を除き、当該質問をした者に対し、回答しなければならない。また、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならないものとする。

証人尋問・被告人質問等への被害者等の関与

1. 証人の尋問への被害者の関与
検察官は、証人を尋問する場合において、被害者関与人等から申出があるときは、申出をした者に対し、あらかじめ、尋問しようとする事項を知る機会を与えなければならないものとする。
被害者関与人等は、検察官に対し、当該事項に付加して、必要な事項の尋問を求めることができるものとする。
裁判所は、被害者関与人等の申出があるときは、決定で、検察官に対し、当該事項を尋問事項に付加すべきことを命ずることができるものとする。
2. 被告人に対する質問への被害者の関与
検察官は、被告人に対して供述を求める場合において、被害者関与人等から申出があるときは、申出をした者に対し、あらかじめ、質問をしようとする事項を知る機会を与えなければならないものとする。
被害者関与人等は、検察官に対し、当該事項に付加して、必要な事項の質問を求

めることができるものとする。

裁判所は、被害者関与人等の申出があるときは、決定で、検察官に対し、当該事項を質問事項に付加すべきことを命ずることができるものとする。

3. 論告・求刑への被害者の関与

検察官は、被害者関与人等から申出があるときは、申出をした者に対し、あらかじめ、検察官が事実又は法律の適用について陳述する意見の要旨を知る機会を与えなければならないものとする。

被害者関与人等は、検察官に対し、訴因として特定された事実の範囲内で、意見の要旨の変更を求めることができるものとする。

刑事法律扶助制度の創設

総合法律支援法を改正し、日本司法支援センターの業務として、刑事手続に適切に関与するために必要な費用を支払う資力がない被害者等を援助するために、弁護士等に支払うべき報酬を立て替えること等を追加する。

検討条項

1. 裁判員の参加する刑事裁判における被害者関与のあり方についての検討

政府は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の刑事訴訟法の被害者の関与に係る規定の施行の状況、裁判員の参加する刑事裁判の制度の実施状況等を勘案し、犯罪被害者等の刑事に関する手続への関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2. 犯罪による被害の補償に係る制度についての検討

政府は、改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の損害賠償命令に係る規定の施行の状況等を勘案し、犯罪による被害の補償に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。